[発行]

南房総教育事務所 令和6年5月8日

第4号

文責 特別支援教育班



適切な合理的配慮の提供 に向けて



平成28年に施行された障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され ました。障害者差別解消法では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、申し出があ った場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通して、「共生社会」を実現することを目指 しています。

学校における「合理的配慮の提供」とは

○合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保す るために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。障害のある子どもに対 し、その状況に応じて、「学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設 置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と されている。(平成24年7月中央教育審議会報告より)

○合理的配慮と基礎的環境整備

国と地方公共団体は、法令や財政措置による教育環境の整備(基礎的環境整備)を行うことで、 障害のある子どもたちに対する支援を行う。各地方自治体の基礎的環境整備の状況に応じて、学校 の設置者と学校は、各学校において、障害のある子どもに対する個別の合理的配慮を提供する。

○合理的配慮提供までのプロセス

- 1 文書又は保護者会等での保護者への周知
- 2 本人・保護者からの**意思の表明(申し出)**の収受
- 3 調整(合意形成)・検討の実施
 - (1) 校内で検討(子どもにとって必要とされる合理的配慮であるか。体制面や財政面から均 衡を失した又は過度の負担となっていないか。教育の目的・内容・機能の本質的な変更 となっていないか。)
 - (2) 保護者との合意形成(建設的な対話と代替え案の検討・提示)
- 4 決定・提供

「個別の教育支援計画」に明記し、校内連携や学校間連携(引継ぎ)に活用

- 5 評価・見直し
 - (1) 十分な教育が提供できているかという視点で評価
 - (2) 適切な支援の継続のために引継ぎ等に活用

○改正障害者差別解消法について

以下の URL や二次元コードからアクセスし、リーフレットをダウンロードできます。 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf 内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます! |





「合理的配慮の提供」事例から

千葉県教育委員会では「合理的配慮事例集」を作成し、合理的配慮の具体的内容について例示す

ることによって、全ての教職員が、一人一人の児童生徒等の特別な教育的二一ズに応じた合理的配慮を適切に提供できるよう支援するとともに、障害のある児童生徒等がその能力や可能性を最大限に発揮し、自立と社会参加に向けて生き生きと活躍できるように、学校教育の更なる充実を図るための一助になればと考えています。



小中事例集

【参考資料】

合理的配慮事例集~小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に~

https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu.html 合理的配慮事例集~高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に~https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu-highsuchool.html



高校事例集

○歯科検診が不安で参加を嫌がる H さん(小学校)の事例

25 歯科検診が不安で参加を嫌がるHさん(小学校)

Hさんは、日常生活の見通しがもちづらい特性があり、活動内容の理解や変化への対応を苦手としています。特に健康診断への参加を嫌がります。

歯科検診において、Hさんができるだけ不安にならずに受診できるようにする ためには、どう配慮していけばよいでしょうか。

どうしてそうなるの?(考えられること)

◎日程や時間の変更のため、活動の見通し(イメージ)がもてないため ◎何をするのか理解できないことから、不安が大きくなるため

合理的配慮・具体的な支援

1 活動内容を事前に提示する (①-2-3)

○事前に活動内容を作成して、どのような活動があるか理解できるようにする。歯科検診に関する時間変更についても事前に提示して、理解できるようにする。さらに、歯科検診で使う器具を使った練習や学校医の写真を使った説明を行う。

4月15日(金)

10:30~ 歯科検診



②器臭が凸に入ります



③歯を見てもらう

終わりです!





2 我慢できない場合の待機場所を確保しておく(①-2-3)

- ○検診時に受診できない場合は、待機する場所(保健室等)を事前に決めて おく。気分が落ち着いたら、所定の検診場所に戻ってくることなど、本人と の約束事を決めておく。
- ○学校医と事前に打合せをしておき、学校医にも、検診中の配慮について事前 に説明、確認しておく。





我慢できない中ル は、保健室でタール ダウンすると事前に 決めておくことで、 不安なくいつももめ るようになってきま した。

3 無理に集団検診をしないという選択肢(代替活動)も用意しておく

⟨①-1-2⟩

- ○集団検診を受診することができないことも想定し、別の検診方法等を用意しておく(いざという時には別の時間に受診する)。
- ○集団検診が無理な場合は、学校医と事前に打合せをしておき、個別に受診する時間を設定する。
- ○回数を重ねるごとに少しずつ集団検診に参加できる機会を増やしていく。



無理にみんなと一緒に検診をしなくて もよいという選択肢が不安の解消につな がりました。



「見通し」「視覚提示」「環境整備」はどの事例にもキーワードとなるものです。一人一人の教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮の提供のために、本人や保護者と合意形成を図りながら進めましょう。また、合理的配慮の提供内容については教員間で共通理解を図り、共有していくことが大切です。